

計画策定の趣旨と位置付け

第1章

川崎市における高齢者の状況

第2章

地域包括ケアシステム構築に向けた取組

第3章

第8期計画期間における施策の方向性

第4章

川崎らしい都市型の
地域居住の実現

第5章

介護保険サービスの見込量と保険料

第6章



取組Ⅰ いきがい・介護予防施策等の推進



i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組

P74～

(1) 高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発

① 生活の質の維持・向上

- ➡ 健康づくり事業
- ➡ 食育推進事業

② セルフケア意識の醸成と健康づくり・介護予防

- ➡ 介護予防普及啓発事業
- ➡ 啓発イベント等の実施 等

③ 社会参加の促進とフレイル予防

(2) 多様な主体による生活ニーズへの対応

ii) 身近で多様な通いの場の充実

P82～

住民主体の通いの場の活動支援

- ➡ 地域介護予防活動支援事業

iii) いきがいづくり・社会参加の促進

P83～

(1) 市民活動

- ➡ シニアパワーアップ推進事業

(2) いきがいづくり支援

- ➡ 老人クラブ育成事業
- ➡ 全国健康福祉祭（愛称「ねんりんピック」） 等

(3) 就労支援

- ➡ 高齢者就労支援事業（シルバー人材センター）

(4) 活動支援

- ① 活動情報の提供 ➡ 「情報」による活動支援（シニア向け情報誌） 等
- ② 活動場所の提供 ➡ 「場」による活動支援（いきいの家の運営） 等
- ③ 活動資金の提供 ➡ 「資金」による活動支援（ふれあい活動支援事業） 等

iv) 早期発見及び予防的介入の強化

P94～

(1) 生活習慣病予防のための取組

- ➡ 生活習慣病重症化予防事業

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組

(3) 認知症予防の取組

v) 外出支援施策の推進

P95～

外出支援

- ➡ 高齢者外出支援乗車事業

これまでの主な取組

- 介護予防の普及・啓発を図るため、「介護♥予防いきいき大作戦」を地域全体で進めるとともに、各いこいの家で専門職による体操や介護予防に関する講話等を行いました。また、各区地域みまもり支援センター等では、町内会・自治会等と連携して講演会・相談会を行ったことなどにより、自助・互助の意識向上につなげました。

(高齢者実態調査)	平成 28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
介護予防の認知度	51.7%	49.8%

- 各区地域みまもり支援センターでは、ボランティア講座等を開催し、健康づくりや介護予防に資する人材の育成を行いました。また、地域づくりの取組を通じて、地域の特性を活かした介護予防活動等のグループの立ち上げや活動の支援を行いました。
- 健康づくりの取組として、身体活動や食生活、歯と口の健康、健診受診等に関して、様々な手法を用いて普及・啓発を行ったことにより、高齢者等の意識向上やセルフケアに取り組むきっかけづくりにつなげました。
- 高齢者をはじめとする地域住民の社会参加や活動を活性化し、いきがいや介護予防につなげ、住民同士の支え合いやつながりを生み出すことを目的として、各区地域みまもり支援センターに生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター」を設置しました。さらに、より小さい地域での取組が進むよう、介護事業所へのコーディネーター設置を推進しています。
- いこいの家及びこども文化センターとの多世代交流に係る「連携モデル事業」の取組等を踏まえ、平成 31 (2019) 年3月に「いこいの家・老人福祉センター活性化計画 (IRAP)」を策定し、両施設における地域交流や、施設を活性化するための取組を推進しました。
- 社会活動への参加促進を目的とした「高齢者外出支援乗車事業」や、働きたい高齢者に就業機会を提供する「シルバー人材センター」に対する支援等を通じて、いきがいづくりに取り組みました。
- 「いこいの家」や「いきいきセンター」、特別養護老人ホーム等の「地域交流スペース」などを活用し、高齢者に地域活動の場を提供しました。

いこいの家 (市内 48 か所)	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
延べ利用者数	611,089 人	557,140 人



第8期計画での主な課題と施策の方向性

課 題

- ✓ 早い時期からの介護予防活動への取組促進が必要です。
- ✓ フレイル予防の普及啓発が必要です。
- ✓ 誰もが取り組みやすい健康づくり活動の普及が必要です。
- ✓ 生活支援コーディネーターの普及が必要です。
- ✓ 通いの場の確保と安定的な運営が求められています。
- ✓ 身近なところで活動できる場所の確保が求められています。
- ✓ 就労を継続したい高齢者が増加しています。
- ✓ 外出機会の確保による社会活動への参加促進が必要です。

施策の方向性

i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組

- ・介護予防に関する普及・啓発を図り、自助・互助の意識の醸成を図ります。
- ・様々な生活ニーズへの対策を講じます。
- ・自立支援・重度化防止に向け、事業の実績把握、改善、見直しなどを行いながら取り組みます。

ii) 身近で多様な通いの場の充実

- ・様々な住民主体の通いの場づくりを進めます。
- ・継続的な活動を支援します。

iii) いきがいづくり・社会参加の促進

- ・高齢者の多様ないきがいづくり、地域交流などの取組を推進します。
- ・働く意欲のある高齢者の確保に取り組みます。

iv) 早期発見及び予防的介入の強化

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組について検討します。

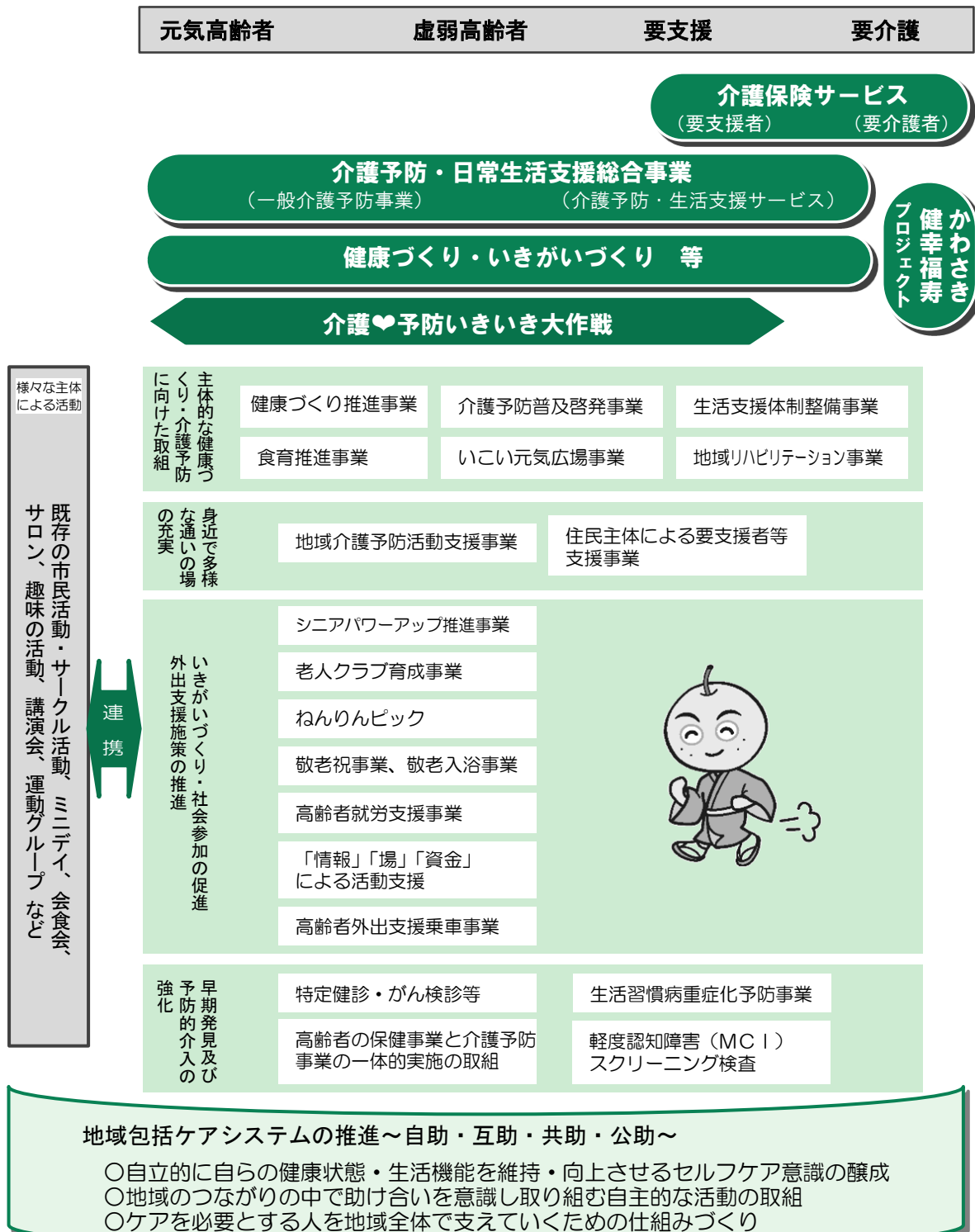
v) 外出支援施策の推進

- ・高齢者の人口増加やニーズの多様化に伴い、時代に即した持続可能な制度への再構築を検討します。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防の認知度の割合	49.8% (令和元(2019)年度)	57.0% (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	52.5% (令和元(2019)年度)	53.6% (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

【本市におけるいきがい、健康づくり、介護予防の取組の仕組み】



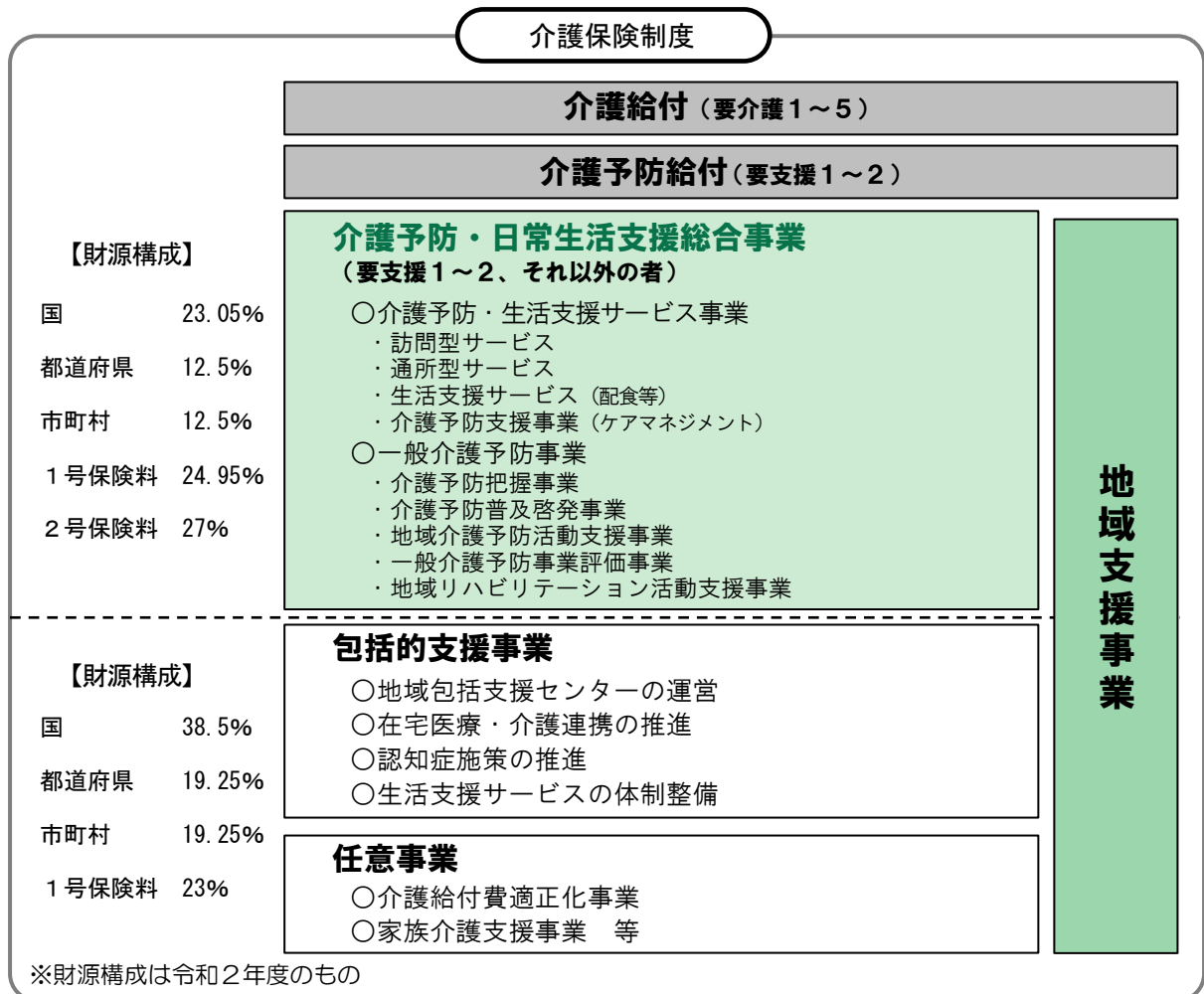
高齢者が有する能力に応じて地域で自立した生活を送るために要介護状態等となることの予防や悪化を防止するための取組を推進します。

第8期においては①主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組、②身近で多様な通いの場の充実、③いきがいづくり・社会参加の促進、④早期発見及び予防的介入の強化、⑤外出支援施策の推進を柱とし、様々な主体と連携しながら、いきがいづくり、健康づくり、介護予防の取組を推進します。



本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しており、介護予防においても、地域の実情に応じて、行政、住民、町内会・自治会等の地縁組織、ボランティア団体、子どもや高齢者の施設・事業者等が連携し、「自助」「互助」の取組を推進していくことが求められています。

【介護予防・日常生活支援総合事業（厚生労働省資料から改変）】



また、平成27（2015）年の介護保険制度の改正で、地域支援事業の中に新たに「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）」が創設されました。これは、専門職によるサービスが必要な方には専門的サービスを確保しつつ、さらに、地域の社会資源等を活用して、民間事業者やNPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスの提供を充実させることで、様々なニーズに対応することを目的としています。

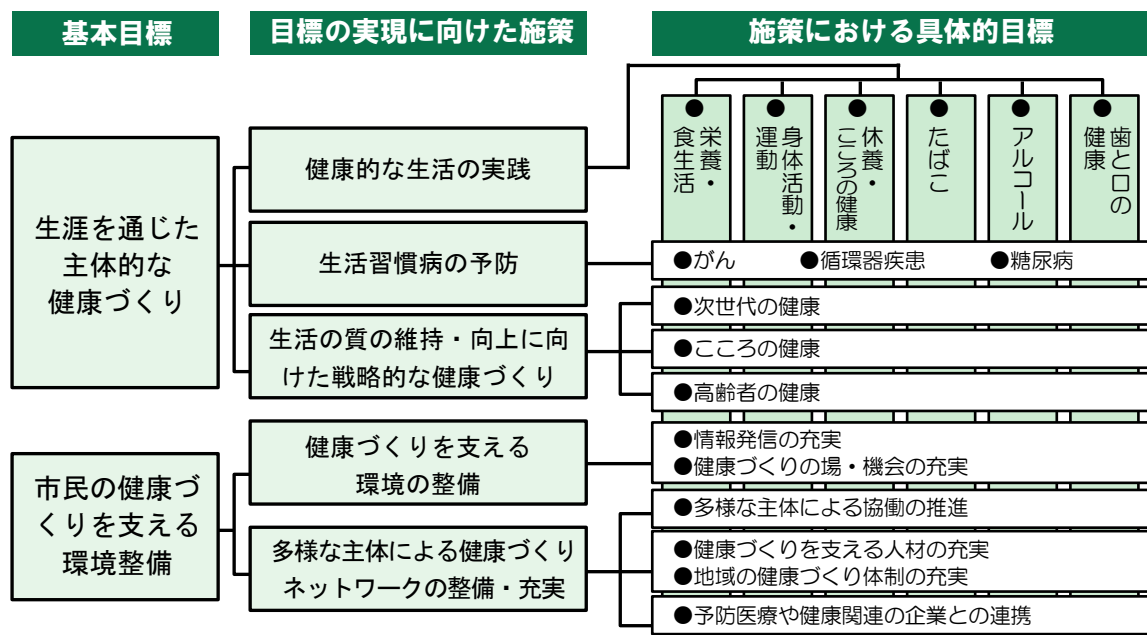
総合事業は、①65歳以上の被保険者に対して、介護予防に関する普及・啓発や地域の介護予防活動の支援を行う一般介護予防事業と、②要支援者等に対して必要な支援を行う訪問型・通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業から構成されています（②の介護予防・生活支援サービス事業の詳細は、本章の取組Ⅲ「利用者本位のサービスの提供」を参照）。

i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組

(1) 高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発

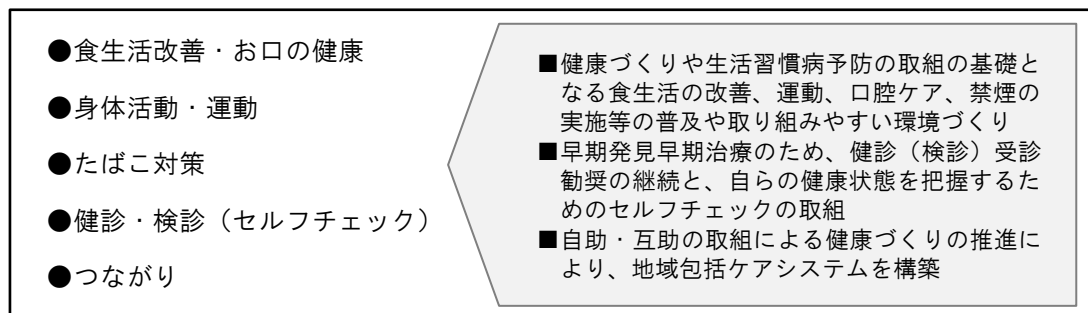
高齢化が進展する中で、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、高齢者が有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を進める必要があります。高齢期の健康や生活の状態は、それまでの生活習慣などが大きく関わるため、若いときから健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳であっても取組を始めることが大切です。

【川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」体系図】



本市では、平成25（2013）～令和4（2022）年度までを計画期間とする川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」を策定しており、平成29（2017）年度に中間評価を行い計画後半の方向性を示し、継続して生涯を通じた市民の健康づくりを推進しています。

【重点的に取り組む項目（第2期かわさき健康づくり21）】





今後予測される急速な高齢化や国の様々な動向を鑑みると、介護予防につながる健康づくりや生活習慣病の予防、重症化の予防の取組は、さらに重要になってきています。健康づくりの取組を効率的に推進するため、第2期計画後半の重点として5項目を定め、引き続き取組を進めます。

① 生活の質の維持・向上

今後、本市の後期高齢者の増加が見込まれる中、生活の質の維持・向上を図り、高齢者自らが健康を守るための取組として、運動器機能の低下や口腔機能低下、低栄養などの面から予防を行う必要があります。

➡ 健康づくり事業

・ロコモティブシンドローム★の普及・啓発と取組の実践への支援

高齢者がいきいきと健康に暮らすためには、よく歩き、こまめに身体を動かすことやバランスの良い食事をとることが大切です。体を動かすことを日常生活に取り入れるなどの、関節や筋力の維持に向けた活動の必要性や、低栄養予防のためにバランスの良い食事をとる大切さなどについて、具体的な方法を様々な場面で伝え、継続して主体的に取り組むための支援を行います。

・歯科口腔保健に関する啓発

歯と口の健康は、健全な食生活や言語コミュニケーションの維持等の点から重要であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きな影響を与えることから、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことをスローガンとした「8020運動」を推進します。

高齢者に対する、①健全な食生活や言語コミュニケーションの維持、②健全な摂食嚥下を保持し、誤嚥性肺炎の予防や、低栄養による全身の虚弱化の予防のため、口腔機能低下の予防・軽減を図る取組として、歯と口の健康づくりイベント「お口の健康フェア」や、町内会、地域包括支援センター等の地域活動の場にて歯科口腔保健や口腔機能向上に関する講座を開催します。



ロコモティブシンドローム

別名は運動器症候群といい、体を支える運動器（骨、関節、筋肉など）の衰えにより、日常生活での自立度が低下し、要介護になる可能性の高い状態のことです。ロコモティブシンドロームを予防し、高齢者がいきいきと健康に暮らすためには、こまめに体を動かすこと、関節や筋力の維持のための活動を行うこと、バランスの良い食事をとることなどが大切です。

➡ 食育推進事業

家族や友人等と一緒に食事をする（共食）により、食事のバランスが良くなり、健康状態が良いと感じたりする傾向にあることから、低栄養予防の観点からも共食の大切さを市民に広く伝える取組を推進します。

また、食を通じた健康づくりのボランティアとして地域での活動を進める「食生活改善推進員」の養成など、高齢者をはじめとする全市民が健全な食生活を実践できるようライフステージに応じた食育の取組を推進します。

② セルフケア意識の醸成と健康づくり・介護予防

元気で長生きする「健康寿命」を延ばしていくために、何歳からでも、自分で行う継続した健康づくりや介護予防の取組が大切です。また、高齢者にとって、生活のはりがあることは、自分が健康であるという意識を高める要因の一つになっています。そのためには、「居場所」も大切であることから、セルフケアによる健康づくり・介護予防の普及・啓発を行うとともに、高齢者の居場所づくりに取り組みます。

🌱【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
健康であると感じている高齢者の増加	70.3% (平成28(2016)年度)	70.3%以上 (令和8(2026)年度)	健康意識実態調査

※第2期かわさき健康づくり21の指標を参照しています。

※次回の健康意識実態調査の実施年度が第8期計画の初年度である令和3(2021)年度であるため、目標値は次々回の調査実施年度である令和8(2026)年度を記載しています。

➡ 介護予防普及啓発事業

・各区で実施する事業

各区の実情に応じて区役所や地域包括支援センター等が実施する講座や健康教室などにおいて、介護予防や認知症予防に関する知識や情報の普及・啓発を行い、セルフケアや地域で取り組む介護予防活動の実践に向けて意識の醸成を図ります。

・「いこい元気広場」事業

市内48か所のいこいの家で、毎週1回、転ばない体づくりなど介護予防のための体操や、健康づくりに関するミニ講座等を行い、介護予防活動のきっかけの場として充実を図ります。参加者が運動等の健康づくりの習慣を身につけるとともに、終了後に自身や地域の介護予防活動に参加することで継続して取り組めるよう支援します。



〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実施回数	2,346回	2,097回	1,800回	事業継続		
延参加者数	21,872人	21,821人	18,730人			

平成30年度及び令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日から令和2年6月30日まで事業休止



【成果指標】

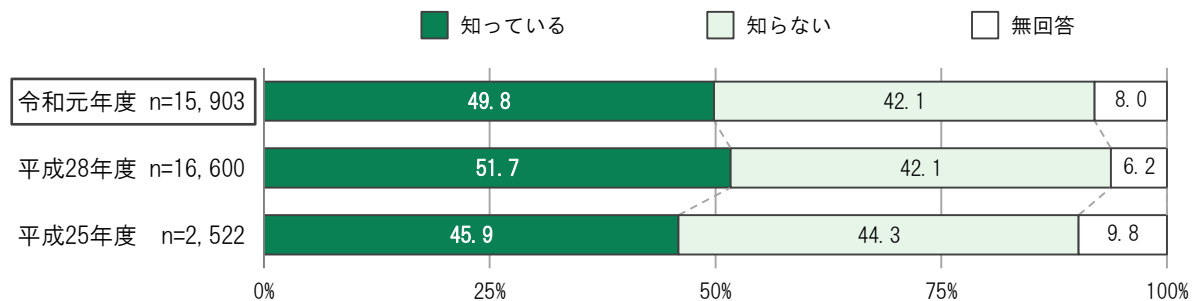
指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防普及啓発事業 (一般介護予防事業) の参加者数	40,010人 (令和元(2019)年度)	40,010人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ

※いこい元気広場事業参加者数を含みます。

【介護予防の認知度】

問 「介護予防」とは、要介護状態（寝たきり）にならないようにするための取組ですが、あなたは知っていますか（単一回答）。

▶介護予防を「知っている」人が約5割となっています。



※高齢者実態調査（一般高齢者）



【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防の認知度の割合	49.8% (令和元(2019)年度)	57.0%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

② 啓発イベント等の実施

いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組を介護♥予防いきいき大作戦と銘打ち、DVD、CD等の配布による広報により、介護予防の重要性について広く周知を図ります。

また、啓発イベントについては、従来の高齢者へ介護予防と健康寿命の延伸のための取組の重要性を伝えることや、地域のボランティア団体等の交流を深めるといった目的に加え、高齢者以外も介護や福祉に興味を持ってもらえるよう、イメージアップ・PRのためのメニューなどを盛り込み、内容の充実を図ります。

③ 高齢者音楽療法推進事業

特別養護老人ホームの入居者やデイサービス利用者に対し、定期的な楽器の演奏などによる音楽療法を取り入れ、認知症の人や要介護高齢者等が精神的な安定が図られることや、認知症の進行や問題行動が軽減されることなどにより、施設や在宅における生活の質の向上を図ります。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実施施設数	24 か所	26 か所	21 か所	事業継続		

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。



介護予防普及啓発の推進

本市の介護予防事業を展開していく上で、マスコットキャラクターの「長寿郎」を活用し、普及・啓発を図っています。頭部は川崎で発見された梨「長十郎」をモチーフにしています。「長十郎」は、病気に強く、日持ちのする品種といわれています。



生 年

明治26年生まれ

出身地

大師河原村
(現在の川崎市川崎区)

趣 味

カラオケ

好きな歌

「上を向いて歩こう」
「好きです かわさき 愛の街」



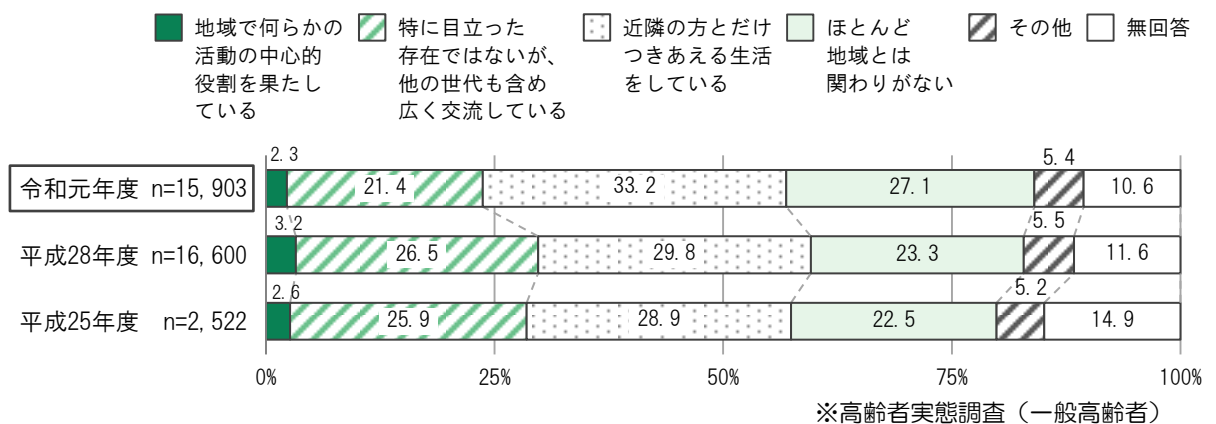
③ 社会参加の促進とフレイル予防

高齢になっても、地域社会や人とのつながり（町内会や自治会、老人クラブ、趣味のサークルなど）を持ち、これまで培った知識や技術を地域の中で活かすことは、いきがいや生活のはりを持つきっかけになり、ひいては心身の健康増進や介護予防に結び付くことから、地域活動への参加と活動の促進を推進していきます。

【数年後の地域社会との関わり】

問 あなたは、今から数年後（おおむね5年後）の地域社会との関わりについて、どのように考えていますか（単一回答）。

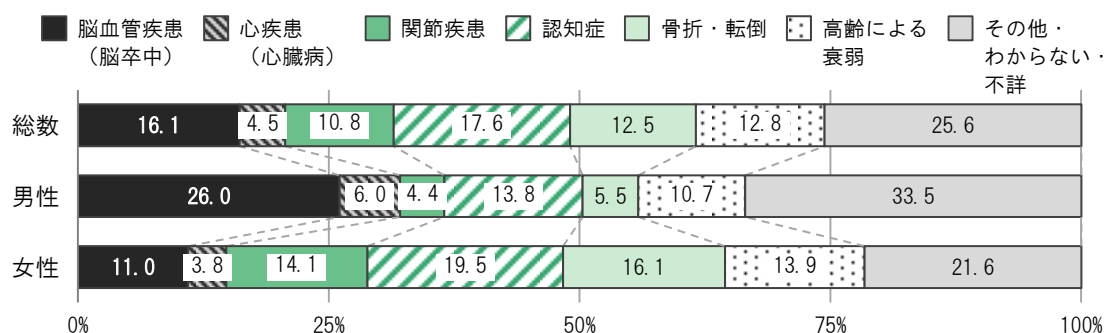
▶ 3割弱の人が「ほとんど地域とは関わりがない」と回答しています。



介護が必要となった主な原因（令和元年国民生活基礎調査）をみると、脳血管疾患（脳卒中）等や認知症のほか、「高齢による衰弱」や「骨折・転倒等」も多く、この傾向は高齢になるに従い強くなります。健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態である「フレイル★」を予防あるいは改善することは介護予防活動の重要な役割となります。

フレイル予防は「運動」「栄養」「社会参加」が重要であり、健康づくり事業や一般介護予防事業（総合事業）等の様々な取組の中で、フレイル予防を推進します。

【介護が必要になった主な原因（再掲）（参考：全国値）】



※厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）をもとに作成

・認知症予防の取組（後述）

軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査（モデル事業）を実施した方に、自分で認知症に「備える」ための予防の取組（身体活動、社会参加、栄養バランス、口腔体操、知的活動等）を日常生活に取り入れることを勧奨しています。

令和元（2019）年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「認知機能低下および認知症のリスク低減」に関するWHOのガイドラインの日本語版が作成されました。本市においても、予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きとして活用し、認知症予防に取り組みます（詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）。

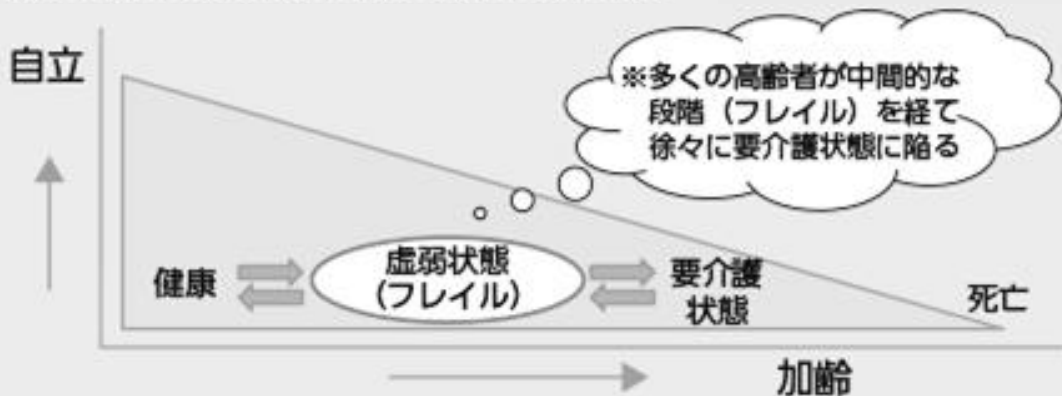


フレイル

フレイルとは、「Frailty（虚弱）」の日本語訳として平成26（2014）年に日本老年医学会が提唱し広まりました。体重減少、疲れやすい、身体活動量の低下など加齢に伴う身体・認知機能の低下等、介護が必要になる前の状態を表しています。

フレイルの考え方では、適切に対応や介入を行うことで心身の良い状態を長く保つことができますとされています。

「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。



※厚生労働省「平成28年版厚生労働白書 ー人口高齢化を乗り越える社会モデルを考えるー」
図表4-2-19 高齢者の虚弱（「フレイル」）について から一部改変



（２）多様な主体による生活ニーズへの対応

生活支援の仕組みづくり（地域づくりによる仕組みづくり）

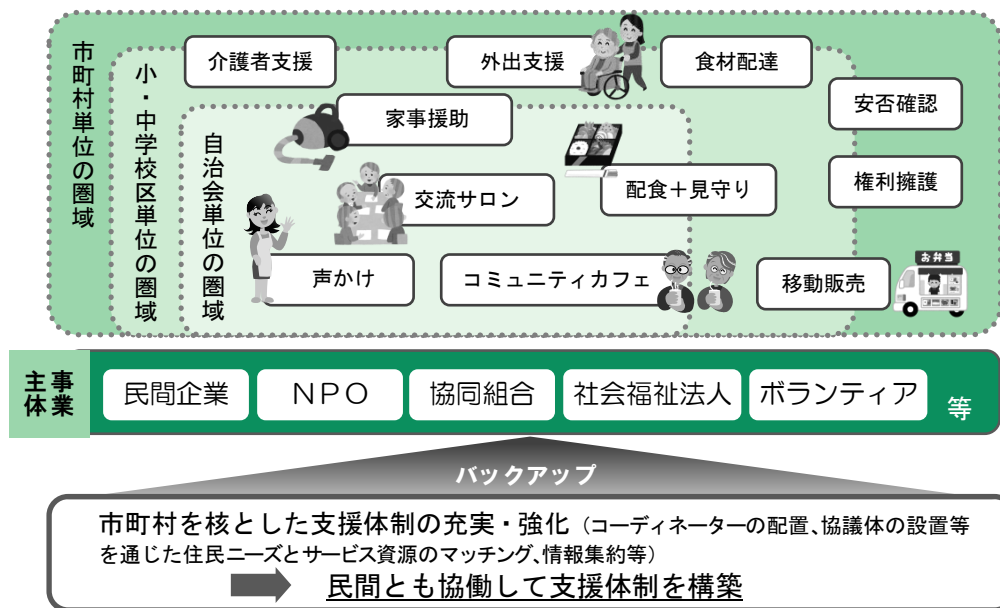
平成 27（2015）年の介護保険制度の改正で、新しい事業の一つとして、生活支援・介護予防の充実を目的とした「生活支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、高齢者をはじめとする地域住民の社会参加・活動を活性化し、いきがい・介護予防につなげることや、地域における生活の継続に必要な住民同士の支え合いやつながり（生活支援）を生み出すことを目的としており、「地域づくり」にも資する取組です。

本市では、平成 28（2016）年度に、地域みまもり支援センターを区役所に設置し、その担うべき重要な役割の一つとして「住民主体の支え合いの地域づくりの実現」（地域支援機能）を位置付け、地域みまもり支援センターの地域ケア推進課及び地域支援課の職員を「生活支援コーディネーター★」としています。

各区が作成した地区カルテを活用し、地域課題の把握や分析・検討（地域アセスメント）、社会資源の発掘等を通じ、住民自らの課題意識に基づいた生活支援や介護予防活動の創出に取り組んでいます。

【国の「重層的な生活支援・介護予防サービスの提供イメージ」】



※厚生労働省資料をもとに作成

② 小地域における生活支援体制整備事業（後述）

（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）



生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援や介護予防の体制づくりを推進し、地域の特性や生活課題を把握し、サービスの開発や担い手の発掘・育成、ネットワークづくり、ニーズと取組のマッチングなどを行う者を生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）といいます。

第1層（行政区）及び第2層（中学校区程度）それぞれに配置することになっています。

ii) 身近で多様な通いの場の充実

介護予防の地域における基盤整備として、「通いの場」は大変重要です。住民主体の通いの場は、主なものとして体操や茶話活動や趣味活動、認知症予防、会食等の内容で行われています。高齢者にとっての通いの場は、体操等による運動機能向上や認知機能低下予防といった効果に加え、社会参加による社会的孤立予防や、それぞれの役割を引き出し、いきがいづくりとしての効果も期待されています。身近な地域で、通いの場が活用できるよう、既存の通いの場の充実を支援するとともに、新たな通いの場の取組の推進が必要です。

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する住民主体の通いの場を充実するために、介護予防に関するボランティアや地域活動のリーダーとなる市民など、地域の「支え手」や生活支援の「担い手」の発掘・育成を図るとともに、新たな活動の立ち上げや活動の継続・地域展開のための助言や支援など、地域で支え合う仲間づくりや地域づくりを推進します。

③ 「情報」「場」「資金」による活動支援（後述）

（詳細は、後述の「iii）いきがいづくり・社会参加の促進」を参照）

④ 住民主体による要支援者等支援事業（後述）

（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）

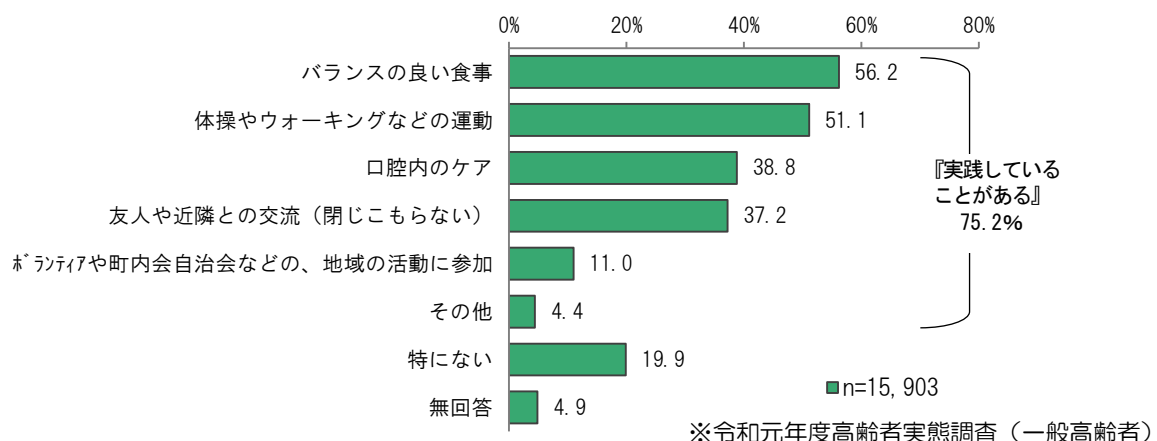
【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合	11.0% （令和元（2019）年度）	17.5%以上 （令和4（2025）年度）	高齢者実態調査

【介護予防の取組】

問 あなたは、介護予防の取組で、何か実践していることがありますか（複数回答）。

▶ 『実践していることがある』人が7割を超えています。





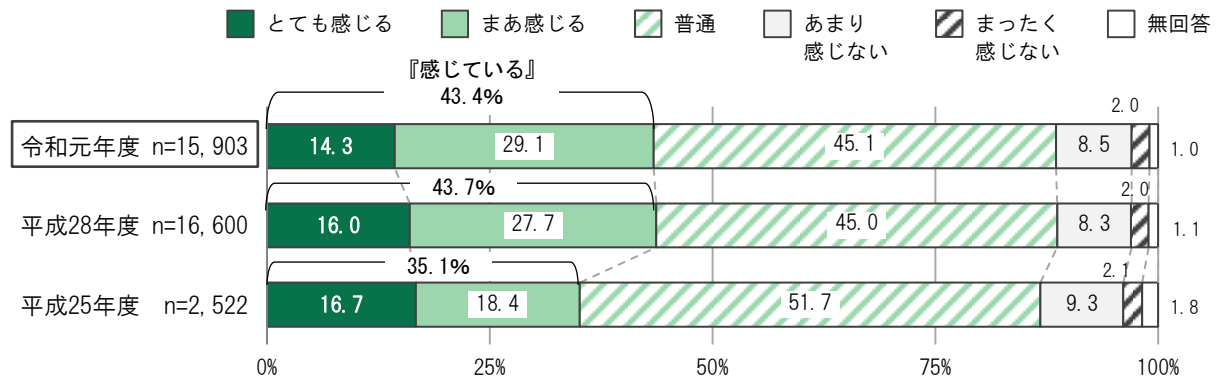
iii) いきがいづくり・社会参加の促進

高齢化が進展する中、高齢者がいきがいや健康づくりなど地域活動を主体的に行う環境づくりや居場所づくりが必要です。第8期計画期間中は、高齢者の社会参加の場づくりの支援を推進するとともに、高齢者のいきがいづくりのための地域交流の取組を進めます。また、外出支援施策の見直しを行い、高齢者の社会活動への更なる参加促進を図ります。

【生活のはりや楽しみ（再掲）】

問 あなたは、現在の生活に「はり」や「楽しみ」を感じていますか（単一回答）。

▶生活にはりや楽しみを『感じている』と回答した人は0.3ポイント減少しています。



※『感じている』＝「とても感じる」＋「まあ感じる」

※高齢者実態調査（一般高齢者）



【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合	43.4% (令和元(2019)年度)	52.1%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

(1) 市民活動

② シニアパワーアップ推進事業

高齢者がいきいきと生活するため、「生涯現役」の視点から、高齢者が地域と関わりを持ち、自分のいきがいや趣味を見つけながら、仲間づくりができるように支援する必要があることから、地域に目を向けて活動するシニアの養成やIT技術の普及を推進します。

また、今後の高齢者数の増加や社会状況等を踏まえながら、新しいコンテンツの導入など、より効果的な手法について検討していきます。

ア シニア向け傾聴講座

高齢者のいきがいづくりと社会参加を地域で支援する人材を養成するため、高齢者とのコミュニケーションの手法の一つである「傾聴」の技術獲得を目的としたシニア向け傾聴講座を開催します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
講座数	1講座	1講座	1講座	事業継続		
受講者数	23人	19人	20人			

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。

イ 自己啓発講演会

地域社会において、自身のシニアライフの過ごし方などについて考えるきっかけとなるよう自己啓発講演会を開催します。また、実際の地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します。

ウ シニア向けパソコン講座・スマホ講座

①身近な場所で、②ゆっくりとしたペースで、③反復的に、を基本方針とするシニア向けのプログラムに基づき、パソコン講座とスマホ講座を開催します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
講座数	3講座	3講座	3講座	事業継続		
受講者数	53人	68人	36人			

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。



(2) いきがいづくり支援

② 老人クラブ育成事業

老人クラブは、介護予防のためのいきがいと健康づくり活動の推進、子育てを地域全体で支える次世代育成支援活動など、地域における重要な役割を担っていますが、クラブ数や会員数は年々減少しています。

持続可能な高齢者施策の基本は、地域住民の支え合いであり、老人クラブの活動強化は主要なテーマの一つとなっていることから、継続的に①教養の向上、②健康の増進、③レクリエーション、④社会活動などの老人クラブ活動を支援するとともに、会員数や新規結成クラブ数の増加、既存老人クラブの活性化を図るための課題把握や、効果的な支援のあり方について検討します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
老人クラブ数	462	458	449	事業継続 →		
友愛チーム数	395	390	376			

各年度4月1日時点です。

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。

ア 老人クラブ連合会

地域社会における市内外相互の情報交換や交流を背景にした老人クラブ活動の健全な発展を目的として、市・区老人クラブ連合会への助成を行っています。

市・区老人クラブ連合会では、事業の企画・立案、研修会の実施、また、全国的な会員数の減少傾向に対応するため、会員増強運動を推進するなど、各老人クラブ活動の強化を図ります。

イ 老人クラブ友愛訪問活動

病弱や寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者を定期的に訪問して、生活援助や外出援助など日常生活における介護活動を支援します。

ウ 健康づくり・介護予防活動

スポーツ大会、体操教室、体力測定などを実施し、老人クラブを中心とした高齢者の健康づくり運動を進めています。

② 全国健康福祉祭（愛称「ねんりんピック」）

スポーツや趣味を通じて、健康づくりに取り組んでいる高齢者が増えており、地域の様々な団体がシニアスポーツに力を入れています。

スポーツを通したいきがい・健康づくり、また、社会参加を促進するために、シニアスポーツの展開を図るとともに、市内で行われる高齢者のスポーツ大会等のほか、スポーツや文化活動を通じた全国的な高齢者の交流の場である全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への参加を支援します。

令和4（2022）年のねんりんピック神奈川大会に向けて、参加種目の拡大や競技人口の増加など、参加機運の醸成やすそ野を拡大していく取組を検討するとともに、日常的な取組の拡充も併せて検討します。

【全国健康福祉祭の予定】

- ・平成30（2018）年／第31回 富山県
- ・令和元（2019）年／第32回 和歌山県
- ・令和3（2020）年／第33回 岐阜県



- ・令和4（2022）年／第34回 神奈川県



第34回 全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会

**ねんりんピック
かながわ2022**

神奈川県に咲かせ長寿のいい笑顔

未病改善でスマイル100歳

2022/11/12（土）～2022/11/15（火）

③ 敬老祝事業

長い間、社会の発展に貢献された高齢者に対して、感謝の意を表し、その長寿をお祝いすることを目的として、毎年9月15日（老人の日）を基準日として、88歳（米寿）、99歳（白寿）以上の方々に、川崎にゆかりのある品々を贈呈します。

また、平均寿命の延び等による急激な高齢者人口の増加により、社会状況が変化していることを踏まえ、他の高齢者施策の見直しなどと併せて、事業の持続可能性について検討を行います。

④ 敬老入浴事業

高齢者に公衆浴場を入浴と集いの場として開放することで、心身の健康増進、社会活動の促進を図ります。より多くの高齢者が利用できるよう事業を進めます。

【敬老入浴】

- ・敬老入浴デー：毎週1回半額で開放
- ・敬老の日入浴デー：老人週間のうち3日間を無料開放



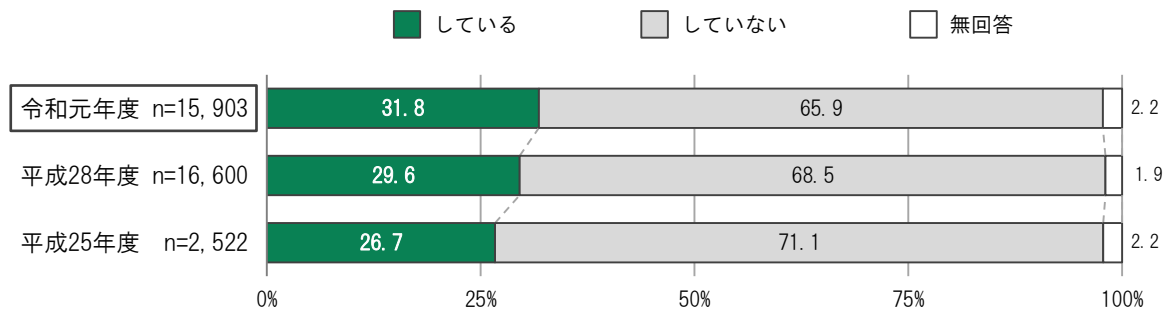
（３）就労支援

令和元年度高齢者実態調査の結果では、収入がともなう仕事をしている高齢者は約３割であるのに対し、就労意向がある高齢者は約５割に上ることから、本市では、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域でいきいきと活動できるよう、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みます。

【現在の就労状況（再掲）】

問 あなたは現在、収入がともなう仕事をしていますか（単一回答）。

▶ 約３割が収入がともなう仕事を「している」と回答しています。



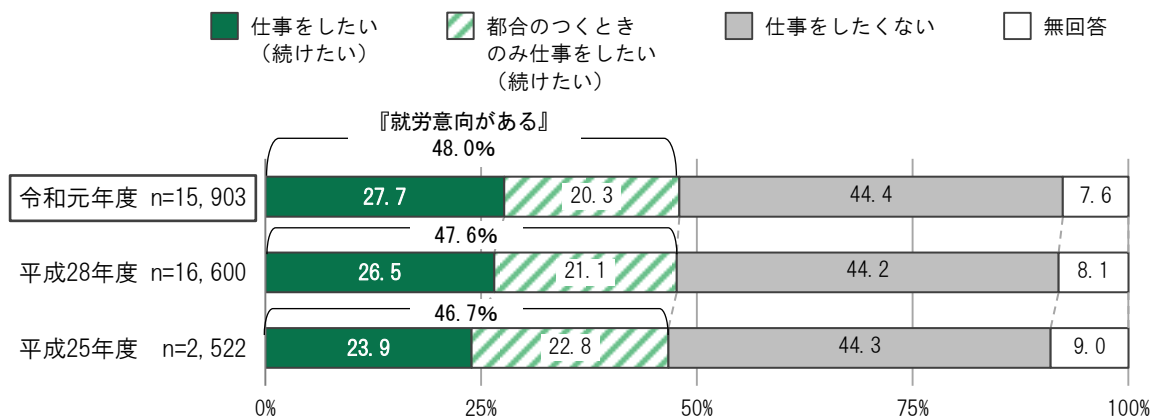
【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
収入がともなう仕事をしている高齢者の割合	31.8% (令和元(2019)年度)	36.7% (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

【今後の就労意欲（再掲）】

問 あなたは、今後収入がともなう仕事をしたい（続けたい）と思いますか（単一回答）。

▶ 『就労意向がある』人が約５割となっています。



※ 『就労意向がある』 = 「仕事をしたい（続けたい）」 + 「都合のつくときのみ仕事をしたい（続けたい）」
※ 高齢者実態調査（一般高齢者）

➡ 高齢者就労支援事業（シルバー人材センター）

定年後においても、元気に健康で自立した生活を送られている 60 歳以上の方に、いきがいを高めることなどを目的として、「シルバー人材センター」では、発注者からの求めに応じて臨時的・短期的または軽易な業務の就業機会を提供しています。

また、「生涯現役社会」の実現に向けて、シルバー人材センターの認知度を向上させる取組の推進や、令和6（2024）年度までを計画期間とするシルバー人材センターの「第3期基本計画」に基づく会員の増強と育成、就業機会の拡大・受注の開拓などのシルバー人材センターの取組を支援するとともに、他の就労支援機関とのより一層の連携強化を図りながら、高齢者の多様な就業ニーズにマッチする「就労支援」への更なる充実を図ります。

〔シルバー人材センター実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
会員数	5,399人	5,724人	5,980人	事業継続 		
受注件数	6,865件	6,262件	6,500件			
一人月平均 就業日数	10.4日	10.2日	10.5日			

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。



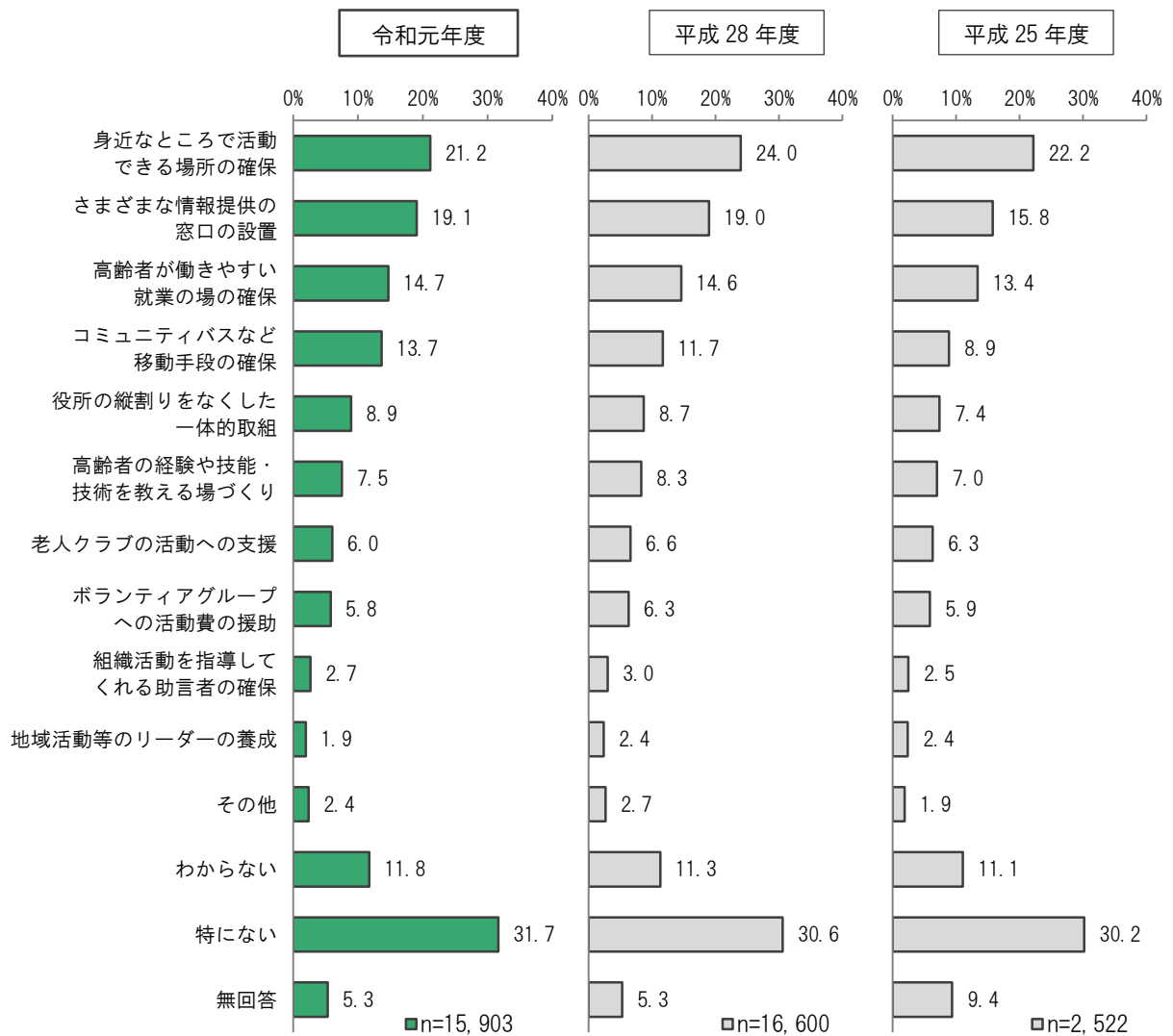
（４）活動支援

活動団体に関する実態把握や、活動する際に利用できる場所の調査を実施するとともに、情報提供、場の確保、資金援助などにより、地域活動がより活発に行われるよう、活動支援を実施します。

【活動をする上で市に希望する援助】

問 あなたは、さまざまな活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか（複数回答）。

▶市に求める援助として、活動場所の確保や情報提供の窓口設置が比較的多くなっています。



※高齢者実態調査（一般高齢者）

① 活動情報の提供

➡ 活動団体・場所実態把握調査事業

市内において、いきがい・健康づくり、介護予防などの活動を行っている団体を把握するための調査や、市民活動団体が介護予防等の取組を行う際に活動場所として利用できる市内の施設に関する調査を行っています。

第8期計画期間では、事業実施手法の効率性などについて検討を行うとともに、市民や活動団体への情報提供の効果的な手法についても併せて検討し、「互助」の取組の活性化がより図れるよう支援します。

➡ 「情報」による活動支援

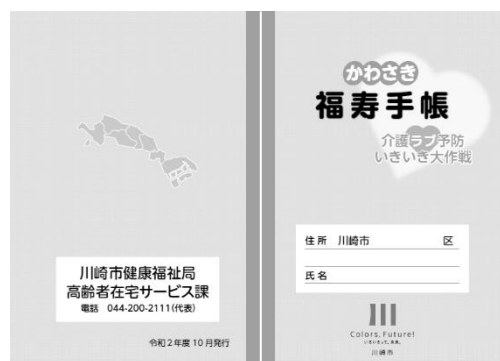
地域で活動しているシニア向けの情報誌「楽笑」を発行します。また、シニアの方が地域で活動したいと思ったときの手引書となる小冊子を発行します。



➡ かわさき福寿手帳

いつまでも心身ともに健康で明るく、いきがいのある生活を過ごしていただくため、65歳以上の方に「かわさき福寿手帳」を配布しています（65歳になる前月末までに郵送）。

この手帳は高齢者のための相談窓口や施設及び優待施設などを記載し、日常の生活に役立てるほか、救急隊、病院が救命活動を行うために必要な情報を記入することで、迅速かつ適切な処置に役立てていただくものです。



② 活動場所の提供

➡ 「場」による活動支援

高齢者が、教養・レクリエーションの向上、健康の増進などのために活用する公の施設として、いきいきセンター（老人福祉センター）、いこいの家（老人いこいの家）を設置し、指定管理者制度により、民間団体等の有するノウハウを活用しながら、効果的・効率的な管理・運営によるサービス向上を図ってきました。

両施設は平成 30（2018）年度に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」の中で、ソフト面、ハード面双方について、施設のあり方やより効果的な活性化の方策についての方向性を示しています。

ソフト面については、これまで両施設が担ってきた高齢者のいきがいづくりの場としての機能や介護予防の機能を、今後も両施設の中核的な機能として位置付けていくとともに、地域の方々により幅広く活用してもらえるように、環境整備を進めながら地域交流機能の充実を図ります。



また、ハード面では、中学校区に1か所を基本に整備を進めてきたいこいの家について、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていきます。今後は、既存のいこいの家に加え、他の公共施設や民間施設を、中学校区等の区域に捉われずに活用していくなどの手法により、いこいの家機能を広く展開していきます。なお、いきいきセンターについては現状の施設数を維持しつつ、いこいの家との役割の整理や地域交流機能の今後のあり方について、検討を進めていきます。

また、両施設以外にも、特別養護老人ホームの地域交流スペースなど、様々な地域資源の利用を図ります。

ア いきいきセンターの運営（市内7か所）

高齢者の健康や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーション活動を行う場として運営します。

川崎区と高津区については、「老人福祉・地域交流センター」として、老人福祉センター事業を実施していない時間帯を活用し、市民相互の交流の場を提供する地域交流センター事業を併せて実施します。

また、幸区と多摩区では、デイサービス事業を実施していたスペースを地域交流スペースとして、指定管理者の事業の一環として活用します。

イ いこいの家の運営（市内48か所）

地域の健康な高齢者のふれあいや、いきがいの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動や介護予防の拠点機能を併せ持つ施設として運営しています。

いこいの家では、地域交流事業として、こども文化センターを始めとした既存施設や、地域住民との交流機会を確保し、地域の方々により幅広く活用してもらえるような取組を進めていくとともに、通常の開館時間以外の夜間・休日においても、市民活動に対して施設を開放することにより、地域活動の場の提供を図ります。

また、社会状況や現在の住宅事情などから、公の施設における入浴事業のニーズも変化していることから、いこいの家の入浴事業については、地域や施設ごとの実情も踏まえながら、設備の故障等があった場合などには原則廃止し、浴室スペースを地域の交流スペースに改修するなど、有効活用を図ります。

ウ 生涯学習プラザの活用

IRAPに基づく公共施設の活用事例として、令和2（2020）年10月から、川崎市生涯学習プラザで「シニア向け無料開放デー」を実施しています。囲碁・将棋などができるフリースペースや、団体活動ができる部屋などがあり、地域の高齢者のいきがいづくりなどの場として活用しています。

エ 中原いきいきセンターの移転

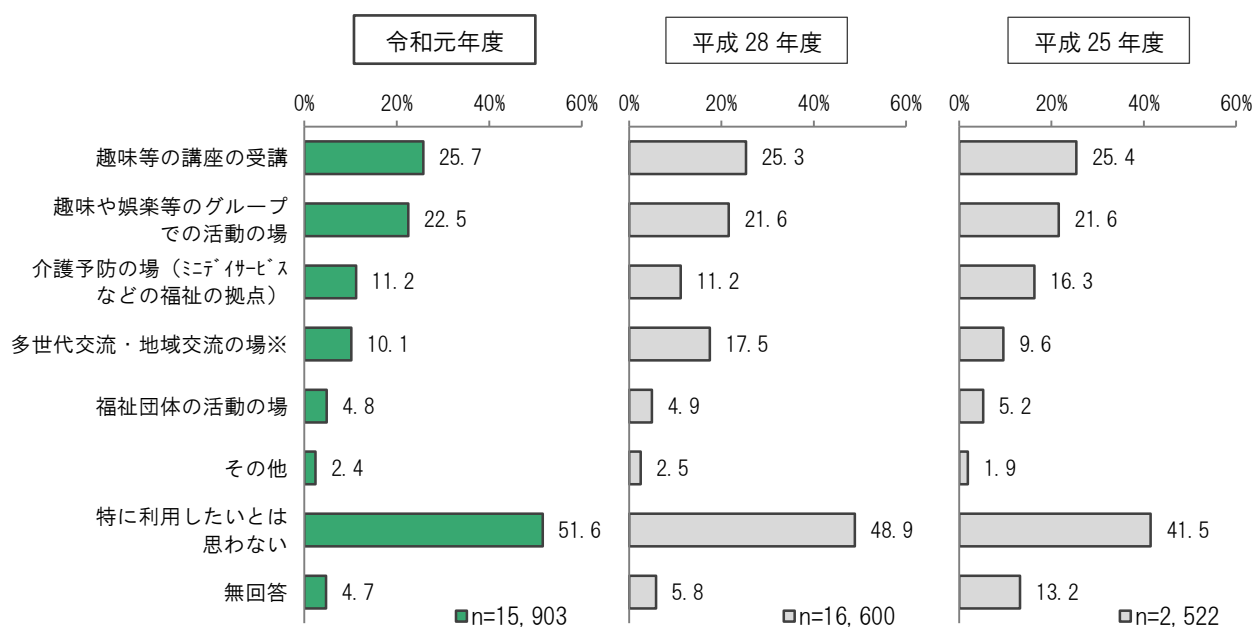
現施設は、日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に併せて、令和7（2025）年度を目途に移転を予定しています。

引き続き移転後の事業実施方法や、跡地活用の方針などについて検討していきます。

【いこいの家・いきいきセンターの利用意向】

問 あなたは、いこいの家（老人いこいの家）やいきいきセンター（老人福祉センター）をどのようなことで利用したいと思いますか（複数回答）。

▶利用したいと思っている高齢者の中では、「趣味等の講座の受講」が最も多くなっています。



※平成25年度・28年度は「地域交流の場」
※高齢者実態調査（一般高齢者）



③ 活動資金の提供

➡ 「資金」による活動支援

ア ふれあい活動支援事業

地域の町内会館やいこいの家等で、高齢者向けに会食や配食、ミニデイサービスをを行っている地域のボランティア団体等に対して、川崎市社会福祉協議会を通じて活動費の一部を助成します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実施団体数	132 団体	131 団体	129 団体	事業継続	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。

➡ 外国人高齢者支援事業

ア ふれあい館高齢者生活相談事業

公的サービスを利用することに不慣れな在日外国人に対して、介護保険関連相談、ひとり暮らし外国人高齢者の相談、行政手続援助など、住み慣れた地域で生活していくための様々な相談活動を実施します。

イ ふれあい館高齢者交流事業

在日外国人高齢者に対して、ボランティア等の協力を得ながら、交流活動、レクリエーション、会食等ミニデイサービスの実施などを支援します。

ウ 外国人高齢者福祉手当

本市に住民登録を1年以上しており、誕生日が昭和4（1929）年8月15日以前の方に対し、外国人高齢者福祉の向上を図るため、福祉手当を支給します。

iv) 早期発見及び予防的介入の強化

疾病を早期に発見し適切な医療を受けたり、生活習慣を振り返り良好な体調を維持したりすることは、要介護状態の予防にもつながります。その機会である健康診査やがん検診などの重要性について理解を深めるよう普及啓発を行います。

また、区役所や地域包括支援センター等が実施する、様々な相談や事業、地域活動への参加を通じて支援が必要な高齢者を把握し、介護予防活動等へつなげます。

(1) 生活習慣病予防のための取組

➡ 生活習慣病重症化予防事業

高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患して重症化する人の増加が想定されるため、川崎市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、特定健康診査受診者で特定保健指導対象外の人のうち、生活習慣病に関する検査結果において病気発症や重症化の可能性のある人に対して受診勧奨及び保健指導を実施します。

※令和元年度において、特定健康診査の対象者及び受診者、生活習慣病重症化予防事業の対象者のいずれも高齢者が50%以上を占めています。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組

令和2（2020）年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することができるようになりました。

本市では、これまでの生活習慣病重症化予防事業やがん検診・こくほの健診の実施のほか、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を活かした取組や地域の健康課題を把握した上で、地域保健や介護予防の事業へのつなぎや医療専門職や高齢者のかかりつけ医との連携に向けた取組を進めます。

(3) 認知症予防の取組（後述）

軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査（モデル事業）の実施。

（詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）



v) 外出支援施策の推進

外出支援

② 高齢者外出支援乗車事業

ア 事業概要

70歳以上の方に、社会活動への参加促進を目的として、路線バスを利用した外出を支援します。

当事業の通用区間は、川崎市バスの運行系統と民営バス（川崎鶴見臨港バス・東急バス・小田急バス・京浜急行バス・神奈川中央交通バス）の川崎市内及び、市内に乗り入れている運行系統（乗降のどちらかが川崎市内に限る）となります。

利用方法は、次の2通りです。

（ア）コイン式

バスに乗車する際に提示すると半額乗車できる「高齢者特別乗車証明書」を交付します。

（イ）フリーパス式

「高齢者特別乗車証明書」をバス営業所等で提示して1か月あたり千円で「高齢者フリーパス」を購入すると、期間中は何回でも乗車が可能です。

【高齢者フリーパスの負担額】

1か月フリーパス	3か月フリーパス	6か月フリーパス	12か月フリーパス
1,000円	3,000円	6,000円	12,000円

※70歳以上の方のうち、障害者手帳をお持ちの方などは、申請時に「高齢者特別乗車証明書」と必要書類を提示することにより、12か月有効の高齢者フリーパス（福祉パス）の無料交付を受けることができます。



【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	52.5% (令和元(2019)年度)	53.6%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

イ 高齢者外出支援乗車事業のあり方検討会議の設置

高齢者数の増加とともに、高齢者の社会参加のニーズが複雑化、多様化してきているとともに、少子高齢化の進展により対象者数が増加しており、本事業に係る費用についても増加傾向となっていることから、今後の中長期的な高齢化の進展を見据えた制度への再構築が求められています。

こうしたことから、令和2(2020)年度に「川崎市高齢者外出支援乗車事業のあり方検討会議」を設置し、学識経験者のほか、交通事業者、福祉関係者及び市民代表委員といった様々な立場の方とともに議論を進め、「川崎市高齢者外出支援乗車事業のあり方検討に係る報告書」として、時代に即した持続可能な制度とするための今後の方向性を取りまとめました。

ウ 事業の課題

(ア) 利用実態の透明性・客観性の確保

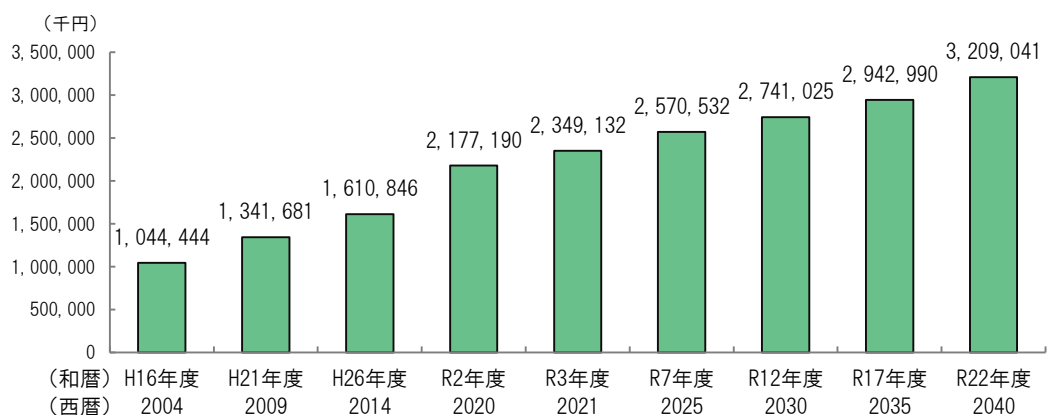
現在はコイン式、フリーパス式ともに紙の券を使用していることから、実際に利用者がどの程度、本事業を利用しているかの正確な実態が把握できていないことから、ＩＣカード化等による利用実態の透明性や客観性の確保が求められています。

(イ) 持続可能な制度構築

令和元（2019）年度の本市の70歳以上人口は約22万人、事業費は20億円弱となっており、今後も人口増が見込まれる中、将来推計においては、令和22（2040）年度には70歳以上人口が約33万人に達し、それに伴い、現在の算定方式で推計した事業費は約30億円となる見込みです。

本市では令和元（2019）年度のふるさと納税による減収額が57億円に達するとともに、時代に即した新たな制度への対応等により収支不足が拡大し、財政状況は大変深刻な状況にあることから、より一層の行財政改革の取組を進めていく方針であり、本事業についても、持続可能な制度構築に向けた検討が必要です。

【事業費の推移予測】



(ウ) 高齢者の外出支援の促進

本事業の前身となる敬老特別乗車証交付事業を開始した昭和40年代と現在では、個人差はありつつも、健康寿命も延びており、高齢者の健康状態は大きく変化している一方、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯、外部との接触が少ない高齢者も多くなっています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防のために外出を控える動きがあります。高齢者実態調査では、外出頻度が高い人ほど生活に「はり」を感じる割合が高くなり、また、社会活動への参加は虚弱状態といわれる「フレイル」を予防あるいは抑制する上で重要な項目とされていることから、外出は健康の増進に寄与しているものと考えられます。



外出をせず、自宅に籠ることにより健康状態が悪化し、介護が必要な状態になる方が増加することも懸念されることから、こうした状況の中では、高齢者の自主的な社会活動への参加に加え、より外出をしたくなるような取組が必要です。

エ 今後の方向性

(ア) コイン式及びフリーパス式の併用について

本事業は利用対象者本人だけではなく、その家族にも大きな影響・効果をもたらしていると考えられ、また、現在のコイン式、フリーパス式の選択制は、利用者の外出頻度に合わせた利用が可能であることから、今後のキャッシュレス決済の普及状況など、社会状況の変化等を注視しつつ、二つの方式を併用する現在の仕組みは当面の間、継続していきます。

(イ) ICT技術の導入について

高齢者向けのバス事業を実施している多くの政令指定都市では、ICT技術を導入している一方、本市では現在、高齢者実態調査のようなアンケート形式や、バス事業者が行うカウント調査などを実施していますが、いずれも、調査手法や調査期間などにより結果の変動が想定され、正確な利用実態の把握が困難なことから、コイン式、フリーパス式ともに、正確な利用実態の把握が急務となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出頻度の低下が懸念されている中で、新たな生活様式に対応しながら、本事業をきっかけとした新たな社会参加のための手法を検討する必要もあります。

今後、本事業におけるICT技術の導入により把握した正確な利用実態を踏まえて、事業の持続可能性や利用者・行政・バス事業者それぞれの負担などを総合的に勘案し、ICT技術を活用した新たな社会参加施策や医療・介護データとの連携などについての検討を進め、今後のICT技術の進展なども考慮しながら、令和4（2022）年度の導入をめざしていきます。

【政令指定都市及び東京都におけるICT技術の導入状況（令和2年10月時点）】

導入状況	都市名
導入済み	札幌市、仙台市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、堺市、北九州市、福岡市、熊本市
未導入	川崎市、東京都、横浜市、京都市

※事業未実施もしくは廃止した都市は表に含めていません。

(ウ) 年齢要件について

利用者の利用実態についての正確な情報が把握できていない現状において、対象年齢の変更についての議論を進めるには時期尚早であると考えられるため、対象年齢の検討は前述のＩＣＴ技術の導入による正確な利用実態を把握した後、今後の事業費の増加見込みや医療・介護データ等との連携による詳細な分析を経てから改めて行うこととし、当面の間は現状の70歳以上の方を対象としていきます。

(エ) 三者の負担のあり方について

本事業については、利用者、行政及びバス事業者の三者による負担に基づいて成り立っている事業ですが、前述のとおり、現状はコイン式、フリーパス式ともに紙の券を使用しており、いずれもアンケート調査結果等による平均利用率もしくは平均利用回数を用いて補助金額を算出しているため、正確な利用実態の把握や、それに基づく適正な負担のあり方が求められています。

今後、行政とバス事業者との負担割合の設定を検討していくとともに、ＩＣＴ技術導入後の事業費の推移予測を基に、持続可能な制度構築に向けて、フリーパス式の利用回数上限の設定や利用者負担額の増額なども併せて検討します。

(オ) 利用実績データの活用

本事業は高齢者のいきがい・健康づくり、介護予防のため、社会的活動への参加を促進することを目的としていますが、これまでの手法では事業の効果を測ることが困難でした。そのため、ＩＣＴ技術の導入により得られる利用実績等のデータを、別途本市で保有する医療・介護データ等、様々なデータと併せて分析を行い、本事業の効果測定を行うとともに、それらから得られた結果を元に、今後の高齢者を含めた本市の施策につなげていきます。

(カ) 他の交通機関への展開

本事業の対象とする交通機関は路線バスのみとなっており、鉄道やタクシーについては対象外となっています。

基本的に、鉄道駅周辺は日常生活を送る上で必要な資源（店舗や医療施設など）が充実していることが多く、鉄道駅に近い場所に居住する方については、徒歩での外出はもとより、鉄道利用により市内のターミナル駅や市外への外出が手軽にできます。

一方、本事業が対象とする路線バスは、鉄道駅などへのアクセスを担うとともに、鉄道路線の通じていない地域へのアクセスにも利用される交通手段であり、市内に網目のように広がるバス路線やバス停から徒歩圏内に居住している方も多く、高齢者が買い物や医療施設、一部の行政施設へ通う際には欠かせないものとなっています。



また、路線バスについては、ターミナル駅などへのアクセスを中心に、市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しており、平成 26（2014）年以降、路線バスネットワーク構築やサービス向上に向けた路線新設又は既存路線の見直しを検討する路線バス社会実験制度を設立し、運行本数の増加や系統新設を行ってきました。年齢階層別に見ても、高齢者については年代が上がるにつれてバスの分布率が高くなる傾向があります。

こうしたことを踏まえ、より社会活動や外出の支援の必要性が高い路線バスを引き続き本事業の対象交通機関とし、鉄道については、高齢期の市民の日常的かつ身近な外出を支援するといった本事業の目的や持続可能な制度構築の観点も踏まえ、今回の検討では展開を見送ることとし、今後の社会状況の変化や国・他都市の動向等を注視していくこととします。

なお、路線バスは鉄道駅周辺を始め、市内に網目の様に広がっていますが、最寄りのバス停までの距離が遠い、山坂が多くバス停まで行くのが困難といった方も一定数いるものと考えられます。そうした方の移動を支援する手段として、例えばバスとの選択制による他の公共交通機関の利用や、地域ボランティアによる移送サービス、社会福祉施設の車両を活用したサービスなどの手法について、検討していきます。

（キ）その他の施策

ICT技術の導入により、正確な利用実態を把握した後、前述の（エ）のとおり、フリーパスの利用回数上限や、利用者負担の増額についても検討する必要がありますが、利用者の負担が増すことにより外出を控え、結果的に高齢者の社会活動への参加が減衰してしまうことは望ましくありません。

そのため、高齢者の社会参加を促進するため、例えば外出先で本事業の利用者であることを提示した際の割引サービスの導入や、店舗等で使用できるポイントをバスに乗車する際に付与するサービスなど、高齢者の社会活動への参加促進につながるような施策を、今後の様々なサービスの多様化を見据えながら、高齢者や民間事業者との対話等を通じて検討していきます。